

八戸市地域包括支援センター運営業務委託 募集要項

八戸市 福祉部 高齢福祉課

I 募集の概要

1. 目的

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設で、地域において包括的支援事業等を一体的に実施する役割を担う中核機関として設置されるものです。

当市においては、平成 18 年度に市直営の地域包括支援センターを設置して以降、高齢者人口の増加や社会情勢の変化、介護保険制度の改正に合わせて機能強化を図り、平成 30 年度からは市内 12 の日常生活圏域全てに委託型地域包括支援センター（高齢者支援センター）を設置しています。

この委託型地域包括支援センターの設置により地域に密着した活動が展開されるとともに、高齢者を支援するネットワークの構築や高齢者の自立した生活のためのサービスの向上が図られていることから、引き続き各日常生活圏域に委託型地域包括支援センターを設置するため、本業務を受託する法人を募集します。

2. 業務概要

(1) 業務内容

委託する業務は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）の規定に基づく包括的支援事業等で、概要は次のとおりです。

なお、業務内容の詳細については、【別紙 1】八戸市地域包括支援センター運営業務仕様書（案）及び【別紙 2】令和 4 年度八戸市地域包括支援センター運営方針を参考としてください。

① 包括的支援事業

- ア 総合相談支援業務（法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号）
- イ 権利擁護業務（法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号）
- ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第 115 条の 45 第 2 項第 3 号）
- エ 在宅医療・介護連携推進事業への連携・協力（法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号）
- オ 生活支援体制整備業務（法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号）
- カ 認知症総合支援業務（法第 115 条の 45 第 2 項第 6 号）
- キ 地域ケア会議の実施（法第 115 条の 48）

② 介護予防・日常生活支援総合事業

- ア 介護予防ケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業（法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニ））
- イ 一般介護予防事業（法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号）
 - ・介護予防把握業務
 - ・介護予防普及啓発業務
 - ・地域介護予防活動支援業務

③ 指定介護予防支援事業（法第 8 条の 2 第 16 項）

(2) 募集圏域及び配置基準人員等

① 募集圏域

募集圏域については、【別紙3】八戸市地域包括支援センター運營業務委託募集圏域のとおり12日常生活圏域とし、募集圏域ごとに1法人を選定します。

なお、同一法人による複数圏域への応募も可能です。

② 配置基準人員

八戸市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例に基づき配置することとし、前年度の9月30日時点の高齢者人口を基準に、当該年度の配置基準人員を決定するものとします。

参考：令和4年6月30日現在の高齢者人口に係る配置基準人員

	日常生活圏域	高齢者人口	総人口	高齢化率	配置基準人員
1	市川・根岸	6,104人	20,412人	29.9%	3人
2	下長・上長	7,432人	26,366人	28.2%	4人
3	田面木・館・豊崎	4,017人	10,232人	39.3%	3人
4	長者・白山台	5,793人	22,309人	26.0%	3人
5	三八城・根城	6,757人	23,009人	29.4%	3人
6	小中野・江陽	4,461人	13,563人	32.9%	3人
7	柏崎・吹上	6,162人	20,232人	30.5%	3人
8	是川・中居林	3,776人	10,483人	36.0%	3人
9	大館・東	9,315人	29,277人	31.8%	5人
10	白銀・湊	7,304人	21,207人	34.4%	4人
11	白銀南・鮫・南浜	7,011人	19,584人	35.8%	4人
12	南郷	2,138人	4,620人	46.3%	2人
	計	70,270人	221,294人	31.8%	40人

※ 高齢者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき職員数は、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む。）それぞれ1人となっています。

また、高齢者の数がおおむね2,000人以上3,000人未満ごとに置くべき職員数は、保健師等1人及び社会福祉士等又は主任介護支援専門員等のいずれか1人となっています。

③ 職 種

センターに配置すべき職員は常勤・専従とし、次の職を有する者をそれぞれ1人以上、表の人数のとおり配置してください。ただし、南郷地区については、アに該当する者を1人含む2人の配置とします。

ア 保健師その他これに準ずる者（次のいずれかの者をいう。以下同じ。）

（ア） 保健師

（イ） 地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師（地域ケア、地域保健等に関する経験があり、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する看護師。准看護師は含まない。）

イ 社会福祉士その他これに準ずる者

（ア） 社会福祉士

（イ） 福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者

ウ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者

（ア） 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であって、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者をいう。）

（イ） 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

④ その他

専門3職種以外の職員（介護支援専門員、事務職員）の配置は、受託者が地域の実情に応じて適宜判断し、必要に応じて配置してください。この場合、常勤・非常勤の別は問いません。

なお、配置する場合は、選考時の加点の対象とします。

3. センターの設置場所及び設備

(1) センターは、特段の事情のない限り担当する圏域に設置することとし、利用者の利便性を考慮するとともに、誰もがわかりやすくアクセスしやすい場所に設置してください。

※ 事務所設置場所及び電話番号は、地域包括支援センターの設置申請、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託契約の準備、広報紙掲載等のため、遅くとも令和5年2月初旬には確定してください。

(2) 地域包括支援センター運営業務における公正・中立性確保の観点から、既存の施設内に事務室を設ける場合は、併設する法人本部やサービス提供部門と混同しないよう、

専用の部屋を設けてください。

なお、専用の部屋を設けることが困難な場合は、仕切りを設ける等の方法により明確に区別の上、独立性を確保してください。

- (3) プライバシーが確保されるよう配慮した相談スペースを設置してください。
- (4) 事務机、椅子、施錠できる保管庫、専用電話、FAX、パソコン（インターネット接続環境及びメールアドレスの確保）及びパソコンプリンターを設置してください。
なお、指定介護予防支援事業に関する利用者管理、給付費請求事務等に使用する地域包括支援センターシステムの端末機1台を受託者に貸与します。
- (5) 地域住民にわかりやすいよう、地域包括支援センターの看板や案内表示等を外部から見える位置に設置してください。
- (6) 利用者専用の駐車スペースを敷地内又は隣接地に確保してください。
- (7) 職員が利用できる業務用の自動車を1台以上用意してください。
- (8) その他、本業務に必要な設備類は、受託者の負担で設けてください。

4. 開設時間及び休業日

(1) 開設時間

窓口の開設時間は、月曜日から金曜日までの午前8時15分から午後5時までを基本とします。ただし、夜間等の緊急の相談に備えるため、休日を含めた24時間対応可能な体制を確保してください。

(2) 休業日

- ① 日曜日及び土曜日
- ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ③ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(3) その他

利用者への利便性を考慮し、受託者の判断により、月曜日から金曜日までの窓口開設時間を延長することができるものとします。また、(2)①から③に掲げる日に窓口を開設できるものとします。

なお、常時、窓口開設時間を延長して運営する場合、及び(2)①から③に掲げる日に窓口を開設する場合は、選考時の加点の対象とします。

Ⅱ 委託期間、委託料、契約方法等

1. 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

ただし、本業務の開始後において関係法令を遵守しない場合や、本業務の実施につき著しく不相当と認められる場合には、八戸市地域包括支援センター運営協議会の意見を聴いた上で、契約期間の満了前に契約を解除する場合があります。

2. 委託料

令和 4 年 9 月 30 日時点の高齢者人口を基準に、八戸市地域包括支援センター運營業務委託料の上限価格を設定します。この価格の範囲内で見積額を提示していただくこととなります。

なお、上限価格については、高齢者人口の統計をまとめ次第公表します。

※ 地域包括支援センターの運営費は、主に委託料の対象となる包括的支援事業費と、指定介護予防支援事業・第 1 号介護予防支援事業（予防プランの作成）の 2 つに関する収入から成り立っていますが、実際の運営費を超える収入があった場合には、当該収入部分を控除した額とします。

3. 契約方法等

(1) 契約方法

受託候補者との随意契約

(2) 支払方法

概算払（委託開始日以降の支払。年度終了後に精算。）

4. 運営財源

運営財源については、当市からの委託料と指定介護予防支援事業・第 1 号介護予防支援事業に係る介護報酬とします。介護予防サービス計画費（1 件当たり 4,380 円、初回加算 3,000 円、委託連携加算 3,000 円）は、委託料とは別に受託者の収入としますので、受託者が必要に応じて従事者を配置してください。また、介護予防サービス計画を居宅介護支援事業所に委託して作成する場合、介護報酬のうち 5% が指定介護予防支援事業所の収入となります。

上記の委託料と介護報酬は、明確に区分して経理を行い、経理に関する帳簿等必要な書類を整備してください。

Ⅲ 応募要件

1. 応募資格

介護保険法施行規則第 140 条の 67 に規定する包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる法人で、契約日までに次に掲げる要件を全て満たす法人とします。

- (1) 原則として、応募する圏域内に地域包括支援センターを設置することができる法人であること。
- (2) 介護保険法第 115 条の 22 第 2 項の規定に該当しないこと（指定介護予防支援事業者としての基準）。
- (3) 市内で次に掲げるいずれかの事業所（施設を含む。）として、1 年以上の運営実績があること。
 - ① 介護保険法に基づく地域包括支援センター
 - ② 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づく老人介護支援センター（在宅介護支援センター）
 - ③ 介護保険法に基づく指定を受けてサービスを提供する事業所。ただし、福祉用具貸与・販売の事業所を除く。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生の手續又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生の手續の申立てがなされている者に該当しないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第 1 号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行う恐れがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から 5 年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用しているものでないこと。
- (7) 福祉分野における事業において、当該業務に応募する法人又は当該業務に応募する法人と関連のある法人が、違法行為等により指定の取消し、指定効力の全部又は一部の停止等の処分を過去 5 年以内の間に受けていないこと。
- (8) 直近 2 年間の法人税、消費税、地方消費税及び市民税の滞納がないこと。

2. 公募説明会への参加

応募に当たっては、令和 4 年 10 月 13 日（木）に開催する「公募説明会」に可能な限り参加してください。出席者は、1 応募者 3 人以内とし、法人の職員ではない方の参加は認めません。

なお、公募説明会への参加については、令和4年10月7日（金）までに八戸市地域包括支援センター運營業務委託公募説明会参加申込書（様式第1号）をメールにより提出してください。

E-mail：koreif@city.hachinohe.aomori.jp

3. 質疑について

(1) 質疑方法

募集要項及び仕様書等の内容に不明な点がある場合は、質問書（様式第2号）をメールにより提出してください。

E-mail：koreif@city.hachinohe.aomori.jp 宛て、件名は「地域包括支援センター運營業務委託質問書（法人名）」とし、必ず電話で送信した旨を伝え、担当部署に着信したことを確認してください。なお、口頭による質問は受け付けませんのでご了承ください。

(2) 受付期間

令和4年9月27日（火）から令和4年10月7日（金）まで

(3) 回答方法

公募説明会及び質問者へのメールにより回答します。説明会後の質問については、10月24日（月）までは説明会に出席した法人及び質問者に、10月25日（火）以降は応募者にメール等により回答します。

4. 参加意向表明書の提出について

(1) 提出書類

- ① 様式第3号：八戸市地域包括支援センター運營業務委託公募参加意向表明書
- ② 様式第4号：誓約書
- ③ 法人税、消費税、地方消費税及び市民税の各納税証明書一式：写し可（直近2年分）
- ④ 商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書：写し可（法務局発行、直近3か月以内）
- ⑤ 法人の定款又は寄付行為等：写し可（最新のもの）
- ⑥ 印鑑証明書：原本（法務局に登録してあるもの）

(2) 提出部数

応募する圏域数を問わず、正本1部、副本1部の合計2部提出すること。

(3) 提出期間

令和4年10月14日（金）午前8時15分から令和4年10月24日（月）午後5時まで

(4) 提出先

八戸市福祉部高齢福祉課

(5) 提出方法

事前に電話にて来庁日を連絡し、持参してください。郵送又はメールによる提出は受け付けません。

(6) 参加資格審査結果通知

参加資格の確認を行い、令和4年11月1日（火）までに参加資格確認結果通知書をメールにより送信します。通知内容の異議申立ては受理しません。

5. 応募書類の作成と提出について

(1) 応募書類

【別紙4】八戸市地域包括支援センター運營業務委託審査基準を参考に書類を作成してください。なお、複数の圏域を応募する場合は、応募する圏域ごとに作成してください。

- ① 様式第5号：八戸市地域包括支援センター運營業務委託応募申込書
- ② 様式第6号：法人概要及び法人実績
- ③ 様式第7号：役員名簿
- ④ 様式第8号：センターの運営に関する事項①
- ⑤ 様式第9号：センターの運営に関する事項②
- ⑥ 様式第10号：人員に関する事項
- ⑦ 様式第11号：職員経歴書
- ⑧ 様式第12号：センターの事業に関する事項①
- ⑨ 様式第13号：センターの事業に関する事項②
- ⑩ 様式第14号：見積書
- ⑪ 決算書：写し可（令和3年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書））

(2) 提出部数

正本1部、副本8部の合計9部提出してください。

(3) 提出期間

令和4年11月8日（火）午前8時15分から令和4年11月14日（月）午後5時まで

(4) 提出先

八戸市福祉部高齢福祉課

(5) 提出方法

事前に電話にて来庁日を連絡し、持参してください。郵送又はメールによる提出は受け付けません。

(6) 受理の取消し

参加意向表明書を提出した法人が、受託候補者の決定日までの間に、次のいずれかに該当した場合は受理を取り消し、審査及び選定の対象から除外します。

- ① 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ② 応募資格を満たさない状態となった場合
- ③ 応募の採否の働きかけを行う目的で、応募者又はその関係者が直接又は間接に当市職員等と接触を持った場合

(7) その他提出に当たっての留意事項

- ① 応募書類は、A4縦型フラットファイルに左綴じとし、様式ごとにインデックスを貼付すること。また、原則A4判に統一すること。

- ② ファイルの表紙及び背表紙に、「八戸市地域包括支援センター運営業務委託応募書類」、「応募圏域」、「法人名」を記載すること。
- ③ 提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- ④ 提出後の書類の追加、変更は認められません。
- ⑤ 書類提出に係る費用は、応募者の負担とします。
- ⑥ 提出された書類は、八戸市情報公開条例（平成 14 年八戸市条例第 6 号）に基づき、公開することがあります。

6. 辞退の方法

参加意向表明をした後に参加を辞退するときは、八戸市地域包括支援センター運営業務委託応募辞退届出書（様式第 15 号）を令和 4 年 11 月 14 日（月）午後 5 時までに持参により提出してください。この場合、参加の辞退は撤回することができません。

なお、応募書類の提出期限（令和 4 年 11 月 14 日）を経過しても応募書類の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなします。

IV 選考方法等

1. 審査及び選定方法

(1) 書類審査

事務局において、提出された書類の審査を行い、プレゼンテーション・ヒアリング審査に参加できる応募者を決定し、その結果をメールにより令和 4 年 11 月 24 日（木）までに通知します。

(2) プレゼンテーション・ヒアリング審査

八戸市地域包括支援センター運営業務委託法人選考会におけるプレゼンテーション・ヒアリング審査によるものとし、圏域ごとに実施します。応募が 1 者のみであった場合においても審査を実施し、選定するかを総合的に判定します。

① 日時・場所

令和 4 年 12 月 21 日（水）から 23 日（金）までの期間に実施します。詳細については、12 月上旬に応募者へ通知します。

② 実施時間

1 応募者 20 分以内とします（応募書類の説明 10 分以内、質疑応答 5 分程度、その他セッティング及び撤去時間等は実施時間の 20 分に含みます）。

③ 出席者

1 応募者 3 人以内とし、コンサルタント等法人の職員でない者の参加は認めません。

④ 機材等

プレゼンテーションで使用する機材等は、全て応募者が持参するものとします（電源、テーブル、椅子、プロジェクター、スクリーンを除きます。パソコンはご持参いただいても結構です。）

⑤ プレゼンテーション用資料

プレゼンテーションの際に使用する資料（プロジェクターで投影する資料）は、審査当日持参してください。プレゼンテーションの内容は、【別紙4】八戸市地域包括支援センター運營業務委託審査基準を参考に、応募書類に記載した事項の中で、特に重要と考える事項を端的にわかりやすく説明してください。

(3) 選考方法

各選考員の評点数の合計が最も高い応募者を受託候補者として選定します。ただし、得点率5割未満の場合は、選定しないものとします。

その後、八戸市地域包括支援センター運営協議会の承認を得て、受託候補者として決定しますが、評点数が同点となった場合には、八戸市地域包括支援センター運営協議会の協議により決定するものとします。

なお、受託候補者決定から契約までの間に指名停止となるなど、参加資格要件を満たさないと判断される者については失格とし、その場合は次点応募者を受託候補者として選定します。

2. 選考結果の発表及び公表

選考結果は、応募者全員に書面により通知します。また、選考後に選考結果の概要を八戸市ホームページに掲載する等により公表します。なお、審査方法及び審査内容、審査結果に対する異議は認めないものとします。

3. 契約手続

選考された受託候補者と当市との間で委託条件等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成し、事業委託に係る契約を締結します。

なお、受託候補者と当市との協議が整わない場合、又は受託候補者が委託事業を遂行することが困難と認められる場合には、原則として次点候補者と協議を行います。また、候補者として選定後の受託の辞退等により当市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合があります。

4. 指定介護予防支援事業所の指定申請手続等（新規の受託者のみ）

受託者は、介護保険法第115条の46第3項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置について届け出てください。また、介護保険法第115条の22第1項の規定及び八戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例に基づき、当該センターを事業所として指定介護予防支援事業所の申請を行ってください。

なお、いずれの手続も市介護保険課へ令和5年2月末日までに行ってください。

5. その他留意事項

本選考は、令和5年度当初予算の成立を前提とした事前準備手続であり、予算成立後に効力が生じるものであるため、市議会において当初予算案が否決された場合には、委託契約を締結しないことがあるのでご了承ください。

V スケジュール（予定）

内 容	日 程	備 考
募集要項をホームページに掲載	令和4年9月27日(火)	
質問書の提出（受付）	令和4年9月27日(火)～ 令和4年10月7日(金)	
公募説明会参加申込書の提出（受付）	令和4年9月27日(火)～ 令和4年10月7日(金)	
公募説明会の開催	令和4年10月13日(木)	市庁本館4階会議室A ※質問への回答
参加意向表明書の提出（受付）	令和4年10月14日(金)～ 令和4年10月24日(月)	持参により提出
参加資格確認結果通知	令和4年11月1日(火)	参加資格の確認審査
応募書類の提出（受付）	令和4年11月8日(火) 午前8時15分～ 令和4年11月14日(月) 午後5時	持参により提出
書類審査結果通知 ※プレゼンテーション・ヒアリング審査参加者決定	令和4年11月24日(木)	応募書類による資格要件の審査
プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和4年12月21日(水)～ 令和4年12月23日(金)	市庁別館2階会議室C等 ※詳細は12月上旬に通知
地域包括支援センター運営協議会による承認	令和5年2月上旬	
受託候補者の決定	令和5年2月中旬	
高齢者支援センター開設準備	令和5年2月中旬～	打合せ、引継ぎ等
高齢者支援センター開設	令和5年4月1日	委託契約締結日

VI 書類提出先及び問合せ先

八戸市 福祉部 高齢福祉課 地域包括支援センター

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号（市庁別館1階）

電 話 0178-43-9189

FAX 0178-43-2442

E-mail koreif@city.hachinohe.aomori.jp